

守谷市告示第3号

守谷市建設コンサルタント業務最低制限価格設定要領を次のように定める。

令和8年1月9日

守谷市長 松丸修久

守谷市建設コンサルタント業務最低制限価格設定要領 (趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び守谷市契約事務規則（平成18年守谷市規則第11号）第8条の規定による最低制限価格の設定について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設定する対象業務は、一般競争入札及び指名競争入札で行う1件の設計額が100万円以上の測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、当該対象業務以外の業務についても最低制限価格を設定するものとする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札執行者 当該入札事務を所掌する部長又は部長が指名した者をいう。
- (2) 契約権者 市長又はその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。
- (3) 最低制限基本価格 最低制限価格の決定を行う場合に算出の基礎となる額をいう。
- (4) 無作為係数 くじ引きにより無作為に算出される0.9615から1.0010までの0.0005ごとの少数をいう。
- (5) 最低制限価格 最低制限基本価格の110分の100に相当する額に無作為係数を乗じて得た額（1万円未満切り捨て）に100分の110を乗じて得た額をいう。ただし、測量業務については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2を乗じて得た額（1万円未満切り捨て）と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額（1万円未満切り捨て）とし、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業

務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額（1万円未満切り捨て）と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額（1万円未満切り捨て）とし、地質調査業務については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額（1万円未満切り捨て）と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額（1万円未満切り捨て）とする。

（最低制限基本価格）

第4条 最低制限基本価格は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める予定価格算出の基礎となった額の合計額（1万円未満切り捨て）とする。

（1）測量業務

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

（2）土木関係建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他の原価の額に10分の9.0を乗じて得た額（技術経費を基に算定することが適当であるときは、技術経費の額に10分の6.0を乗じて得た額）（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

エ 一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額（諸経費を基に算定することが適当であるときは、諸経費の額に10分の6.0を乗じて得た額）（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

（3）建築関係建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6.0を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

エ 諸経費の額に10分の6.0を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

（4）地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に10分の9.0を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び解析等調査業務

費の額に10分の8.0を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

ウ 諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

(5) 補償関係建設コンサルタント業務

ア 直接人件費

イ 直接経費

ウ その他原価の額に10分の9.0を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

エ 一般管理費の額に10分の5.0を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

（最低制限価格書の取扱い）

第5条 契約権者は、前条の規定により決定した最低制限基本価格を記載した最低制限価格書（別記様式）を封入し、開札の際にこれを開札場所におかなければならない。

（無作為係数等の決定及び記録）

第6条 入札執行者は、開札場所において開札前に入札立会人にくじを引かせ、無作為係数表（別表。以下「係数表」という。）に基づき無作為係数を決定するものとする。

2 前項の規定によるくじ引きは、係数表の縦軸（アルファベット）決定及び横軸（算用数字）決定の2回行うものとする。

3 入札執行者は、前2項の規定により決定した無作為係数及び当該係数と最低制限基本価格から算出した最低制限価格について、前条に規定する最低制限価格書（別記様式）に記載し、入札立会人にその内容の確認と署名を求めらるものとする。

（無作為係数の公表）

第7条 前条の規定により決定した無作為係数は、開札後契約主管課において入札参加者のうち希望者があった場合においては、口頭により公表するものとする。

（補足）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に行う公告又は指名通知した競争入札から適用する。

別表（第6条関係）

無作為係数表

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|---|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| A | 0.9 615 | 0.9 620 | 0.9 625 | 0.9 630 | 0.9 635 | 0.9 640 | 0.9 645 | 0.9 650 | 0.9 655 | 0.9 660 |
| B | 0.9 665 | 0.9 670 | 0.9 675 | 0.9 680 | 0.9 685 | 0.9 690 | 0.9 695 | 0.9 700 | 0.9 705 | 0.9 710 |
| C | 0.9 715 | 0.9 720 | 0.9 725 | 0.9 730 | 0.9 735 | 0.9 740 | 0.9 745 | 0.9 750 | 0.9 755 | 0.9 760 |
| D | 0.9 765 | 0.9 770 | 0.9 775 | 0.9 780 | 0.9 785 | 0.9 790 | 0.9 795 | 0.9 800 | 0.9 805 | 0.9 810 |
| E | 0.9 815 | 0.9 820 | 0.9 825 | 0.9 830 | 0.9 835 | 0.9 840 | 0.9 845 | 0.9 850 | 0.9 855 | 0.9 860 |
| F | 0.9 865 | 0.9 870 | 0.9 875 | 0.9 880 | 0.9 885 | 0.9 890 | 0.9 895 | 0.9 900 | 0.9 905 | 0.9 910 |
| G | 0.9 915 | 0.9 920 | 0.9 925 | 0.9 930 | 0.9 935 | 0.9 940 | 0.9 945 | 0.9 950 | 0.9 955 | 0.9 960 |
| H | 0.9 965 | 0.9 970 | 0.9 975 | 0.9 980 | 0.9 985 | 0.9 990 | 0.9 995 | 1.0 000 | 1.0 005 | 1.0 010 |

最低制限価格書

件名

最低制限基本価格（税込み額）

円

最低制限基本価格（税抜き額）

円

最低制限基本価格作成者職氏名

○無作為係数

（くじ番号： — ）

最低制限価格（税込み額）

最低制限価格（税抜き額）

入札立会者署名

注1) 無作為係数は、開札直前にくじで決定する。

注2) 最低制限価格（税抜き額）は、最低制限基本価格（税抜き額）に無作為係数を乗じて決定する。